

【アメリカ】南シナ海及び東シナ海の領有権問題と常設仲裁裁判所判決に関する議会決議案

海外立法情報課 西住 祐亮

* 2016 年 7 月 12 日の常設仲裁裁判所の判決を受け、連邦議会では南シナ海及び東シナ海の領有権問題と同判決に関する決議案がガードナー上院議員等により提出された。

1 決議案の発案者

2016 年 7 月 12 日、オランダのハーグにある常設仲裁裁判所が南シナ海における中国の主張を無効とする判決を下した。これを受けて、同日、南シナ海・東シナ海の領有権問題と同判決に関する上院決議案第 526 号 (S.Res.526) が提出された (注 1)。同決議案の主要発案者はコーリー・ガードナー (Cory Gardner) 上院議員 (共和党、コロラド州) で、共同提出者はジョン・マケイン (John McCain、共和党、アリゾナ州)、トム・コットン (Tom Cotton、共和党、アーカンソー州)、ダン・サリバン (Dun Sullivan、共和党、アラスカ州)、マルコ・ルビオ (Marco Rubio、共和党、フロリダ州)、ジョニー・アーンスト (Joni Ernst、共和党、アイオワ州)、デヴィッド・パーデュー (David Perdue、共和党、ジョージア州)、パット・ロバーツ (Pat Roberts、共和党、カンザス州) の上院議員 7 名である。加えて翌 13 日には同一内容の下院決議案第 830 号 (H.Res.830) がマイク・ポンペオ (Mike Pompeo) 下院議員 (共和党、カンザス第 4 選挙区) によって単独で提出された (注 2)。両決議案は成立した場合も法的効力を持たない単独決議の決議案であるが (注 3)、提出議員の見解及び姿勢を示すものとして一定の重要性を備えている。

2 決議案前文の概要

決議案は前文において、南シナ海に関する常設仲裁裁判所の判決を全ての紛争当事者が尊重するように呼びかけると同時に、より一般的な原則として南シナ海及び東シナ海での航行及び上空飛行の自由に関する米国の政策を表明している。

また、常設仲裁裁判所の判決の経緯や内容を紹介している。具体的には、常設仲裁裁判所が国連海洋法条約 (1982 年 12 月 10 日署名) に基づいて設置された組織であること、2013 年 1 月 22 日にフィリピンが国連海洋法条約に基づいて中国に対する申立てを行ったことがこの度の裁判の発端であること、2013 年 2 月 19 日にフィリピンの申立てを拒否・返上して以降、中国が同裁判への参加を拒み続けていること、この度の判決が中国による「九段線」の主張を無効としたことなどを確認している。

米国の政策については、まず南シナ海を世界において戦略的に最も重要な商業航路の一つであると形容してその重要性を確認すると同時に、豊富な天然資源を埋蔵する海域としての南シナ海の重要性についても強調している。続いて前文は米国の政策を説明するものとしてオバマ政権関係者の発言を引用している。具体的には、「前哨基地の地点防御に求め

られるものよりも遥かに大きな軍事力を投射できるインフラを中国が構築したというのが我々の評価である」という米国家情報長官による発言や、「数十年にわたり地域の安全と繁栄を確保してきた航行及び上空飛行の自由の原則を米国は引き続き擁護する」「間違えてならないのは、国際法の許す場所であれば米国はどこでも飛行・航行・活動を行うということであり、米軍はこれを全世界において実施する」というアシュトン・カーター（Ashton Carter）国防長官による 2015 年アジア安全保障会議（シャングリラ会議）での発言などを引用している。加えて前文は米比相互防衛条約と日米安全保障条約にも言及し、後者に関しては「米国は日本への安全保障上のコミットメントを繰り返し表明しており、また日米安全保障条約の第 5 条が尖閣諸島を含む日本の施政下にある全ての領域に適用されることを再確認する」と明言している。

3 決議案本文（全訳）

上院は、（下院は、）

- (1) 常設仲裁裁判所による 7 月 12 日の判決を、係争中の全ての当事国を拘束するものとして支持し、更に南シナ海で領有権を主張し合う全ての紛争当事国が国際法に則して平和的解決を追求するように呼びかける。
- (2) 全ての紛争当事国が南シナ海に関する行動宣言の履行に向けて行動することを促し、かつ紛争当事国の間の緊張緩和に向けた道筋に関する合意規則として有意義な行動規範の早期妥結を目指して前進することも促す。
- (3) 威圧、軍事力又は軍事力行使の威嚇により南シナ海の現状を変更しようとするあらゆる行動に反対する。
- (4) 地域の平和と安定を損なう南シナ海での埋立て作業・軍事拠点化と東シナ海での挑発行為を全て停止するよう中国政府に呼びかける。
- (5) 米比相互防衛条約の第 5 条を再確認する。
- (6) 日米安全保障条約の第 5 条を再確認する。
- (7) 南シナ海での航行及び上空飛行の自由に対する米国の揺るぎない支持を世界に向けて喧伝（けんでん）するために、あらゆる外交チャンネルを活用するよう国務長官に促す。
- (8) 米国の安全保障上の利益とアジア太平洋地域の平和と繁栄にとって死活的に重要な東シナ海及び南シナ海において、航行及び上空飛行の自由を定期的に執行するよう国防長官に促す。

注（インターネット情報は 2016 年 9 月 15 日現在である。）

- (1) 米国連邦議会図書館のサイト“CONGRESS.GOV”を参照。<<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/senate-resolution/526>>
- (2) 米国連邦議会図書館のサイト“CONGRESS.GOV”を参照。<<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-resolution/830>>
- (3) 廣瀬淳子・前嶋和弘「議会と外交政策」信田智人編『アメリカの外交政策：歴史・アクター・メカニズム』ミネルヴァ書房, 2010, p.151 を参照。